

財務省告示第九十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十八年二月二十七日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（二十年）（第八十 四回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で二百四十八億円	二百四十九億四千三百八十四万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年二月二十七日 額面金額百円につき百円五十八

十一 利率  
十二 経過  
の払込み

銭  
年二〇パーセント  
日本郵政公社総裁は、払込金額  
に日本郵政公社の算式により算出し  
た金額を第十八号の規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{69}{365}$$

十三 初期  
利率

平成十八年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期  
以後の  
利率

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六箇月に属す  
る利率を支払う。

平成三十七年十二月二十日

日本銀行  
額面金額百円につき百円

平成十八年二月二十七日

十五 償還  
金額  
十六 元利  
支額  
十七 払込  
期日  
十八 平成十八年二月二十七日